

技 第 673 号
令和5年3月27日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長

土木工事監督技術基準（案）の一部改定について（送付）
このことについて、下記のとおり一部を改定し、令和5年4月1日から施行することとしたのでお知らせします。

記

1 改定理由

竣工検査の際に足場が撤去され出来形等の十分な確認が困難な場合における確認方法の明確化等

2 主な改定内容

別添「土木工事監督技術基準（案）の改定概要」のとおり

3 適用

令和5年4月1日以降適用

4 公表HP

島根県／環境・県土づくり／技術管理（技術管理情報）／島根県公共工事共通仕様書／4. 島根県公共工事共通仕様書参考資料

(問い合わせ先)

技術管理課 工事情質管理スタッフ 電話 0852-22-5389

土木工事監督技術基準（案）の改定概要

（主な改定内容）

I. 全般

1. 請負者を受注者に修正
2. 又は、若しくは、及び等接続詞の使い方を修正。

II. 個別条文等

1. 第2条の確認の定義について、従来は提出した資料により設計図書との適合を確かめることとされていたが、書類の削減（簡素化）により、提示資料（提出不要）のものが増加したことから、**提出若しくは提示した資料**で確かめることとした。（なお、公共工事共通仕様書での「確認」の定義には、提出や提示という記述はない。…関係資料により…という表現）

2. 別表1 段階確認一覧の冒頭に「**以下に示す表中の確認時期のほか、足場が撤去された場合に基準高、幅、延長等の出来形が確認できない箇所については、必要に応じ予め受注者と協議のうえ、確認項目等を決定すること。**

なお、竣工検査時には足場が撤去され、出来ばえが確認できない箇所については、写真、動画等に記録しておくこと。」を追記。

（理由）検査の際は足場が撤去され、フルハーネス等のフックをかけるロープ等もないことから、足場（作業床）のある状態で出来形等の確認を行うこととした。

また、従来は足場のあるうちに、あらかじめ竣工検査の際に検査員となる予定の者が立会している場合があったが、その者は立会時点では検査員の指定がされていないことから、確認の権限が与えられていないため、段階確認（監督職員）による確認事項とした。ただし、中間検査や出来形検査の検査員も指定された職員が確認（検査）することを妨げるものではない。

なお、竣工検査時に検査員の評定項目となっている「出来ばえ」については、足場が撤去されている検査時には現場での直接確認が困難であることから、足場撤去前の時点で出来ばえの判定に影響があると考えられる施工の状況（コンクリートのひびわれ・欠け・気泡等、組み立て後の鋼材のきず等）を監督職員が写真、動画等により記録しておくことを明記した。

3. 重点監督の対象工事とするイ～二の内、二その他における「水産事務所長（隠岐支庁水産局長を含む）」について、既に行われている組織改編を反映し「**農林水産振興センター所長（隠岐支庁農林水産局長を含む）**」に改定。

4. 別紙参考様式第65号（記載例）の工期について、「平成」を「令和」に改定。

土木工事監督技術基準（案）

~~平成30年4月~~

令和5年4月

島根県農林水産部

島根県土木部

土木工事監督技術基準（案）

（ 目 的 ）

第 1 条

この技術基準は「島根県建設工事等監督要領の制定について（通知）（平成 16 年 3 月 10 日付け技第 1662 号）」第 4 条に基づき、農林水産部~~および~~及び土木部の所掌する土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（ 用語の定義 ）

第 2 条

- (1) 「監督」 ……契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」 ……監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」 ……監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
- ①指 示 ……監督職員が請負受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面~~をもつて~~により示し、実施させることをいう。
- ②承 諾 ……契約図面で明示した事項で、請負受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- ③協 議 ……書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- ④通 知 ……監督職員が請負受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面~~をもつて~~により知らせることをいう。
- ⑤受 理 ……契約図書に基づき請負受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥確 認 ……契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場~~若しくは~~又は請負受注者が提出~~若しくは~~提示した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負受注者に対して認めることをいう。
- ⑦把 握 ……監督職員等が臨場~~若しくは~~又は請負者が提出~~又は~~若しくは提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負受注者に対して認めるものではない。
- ⑧立会い ……契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第 3 条

監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。
 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・・・契約書

共仕・・・・・・・・・・島根県公共工事共通仕様書

適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>請負受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「工事現場における施工体制の点検マニュアルについて」(平成13年9月19日付け管発第277号土木部長通知)</p> <p>「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」(平成15年11月26日付け土総第1866号土木総務課長通知)</p> <p>「施工体制台帳等による下請負人の通知について」(平成30年3月16日付け土総第869号土木部長通知)により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び、受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1-1-1-2</p> <p>共仕第 1 編 1-1-1-4</p> <p>適正化法第 1415 条 適正化指針 4.(3)5. (5)</p> <p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1-1-1-2</p> <p>契 第 19 条 共仕第 1 編 1-1-1-3</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
	<p>なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を請負受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	契 第 19 条
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、 請負受注者 からの確認資料等をもとに作成する。	契 第 19 条 共仕第 1 編 1-1-1-14
(7) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を 請負受注者 に対し指示を行う。	契 第 2 条
(8) 工程把握及び工事促進指示	請負受注者 からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 11 条 共仕第 1 編 1-1-1-24
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条、及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第 1 編 1-1-1-15
(10) 契約担当者等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部 若し ←又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。	契 第 21 条 共仕第 1 編 1-1-1-13
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	② 請負受注者 から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第 17 条 契 第 19～22 条 契 第 44 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、 請負受注者 から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 28 条
	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、 請負受注者 から	契 第 30 条 共仕第 1 編 1-1-1-38

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
	通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。	
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第 30 条 契 第 29 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 34 条 共仕第 1 編 1-1-1-22
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。	契 第 35 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 38 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者 若しくは 、監理技術者 又は 、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契 第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第47条 第1項、第47条の3第1項 及び第48条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。 ② 請負受注者 から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作	契 第 47 条 契 第 48 条 契 第 49 条 契 第 50 52 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>2. 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p> <p>(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)</p>	<p>成を行い、契約担当者等へ報告する。</p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示</p> <p>②既設構造物の把握</p> <p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤請負受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p> <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合も、又若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p> <p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> <p>① 土木工事監督基準により各工種毎に請負受注者及び監督職員で協議決定した段階確認の10%程度は、主任監督員又は総括監督員が臨場する。</p> <p>② 設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。</p> <p>不可視部において構造上重要なものについては、超音波による検測などで確認する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-1-37</p> <p>共仕第1編 1-1-1-16</p> <p>共仕第1編 1-1-1-35</p> <p>契 第16条 共仕第1編 1-1-1-7</p> <p>契 第13～14条 共仕第2編第1章第2節</p> <p>契 第14条</p> <p>共仕第3編 13-1-1-64</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 工事施工状況の把握	<p>主な工種について別表2に基づき、適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。</p>	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	共仕第1編 1-1-1-18
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p>	契 第9条
	<p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第17条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p>	契 第15条
	<p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適當ではないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合わせのうえ引渡し等の措置を行う。</p>	契 第15条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第1編 1-1-1-17
(2)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、 請負受注者 に対し臨機の措置を求める。	契 第27条
(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当者に報告する。	共仕第1編 1-1-1-29
(4)工事成績の評定	総括監督員と監督員及び主任監督員は、工事完成のとき島根県工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5)工事完成検査等の立会い	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第1編 1-1-1-20(4)
(6)検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当者等の指定する検査日を 請負受注者 に対して通知する。	共仕第1編 1-1-1-20(3)

段 階 確 認 一 覧

一 般 : 一 般 監 督
重 点 : 重 点 監 督

以下に示す表中の確認時期のほか、足場が撤去された場合に基準高、幅、延長等の出来形が確認できない箇所については、必要に応じ予め受注者と協議のうえ、確認項目等を決定すること。

なお、竣工検査時には足場が撤去され、出来ばえが確認できない箇所については、写真、動画等に記録しておくこと。

1/7

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		プルーフローリング 実施時	プルーフローリング 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
バーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンド ドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般: 1回/20本 重点: 1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	重点: 1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般: 1回/75本 重点: 1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	重点: 1回/50本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎杭		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
法枠工	現場吹付法枠	型枠を組み立てアンカー設置後	使用材料、幅、打込長さ	1回/500㎡ 但し、500㎡未満は2回とする

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 治山ダム（森林土木） 土留工（森林土木） 護岸工（森林土木） 防潮工（森林土木）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
			設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
鋼 橋		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	一般：————— 重点：1回／1構造物
ポストテンションT(I) 桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時、横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度／総ケーブル数 重点：10%程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時、縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度／総ケーブル数 重点：20%程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの 一般監督：重点監督以外

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	穿孔数、深さ、鉄筋切断の有無	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	コンクリート面と鋼板との間隔、固定状況	
	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙間	
		溶接完了時	ビート部分の外観検査	
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落としの状況	
		塗装完了時	塗装膜	25点/1ロット(500m ²)
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
ほ場整備工事 (農業土木)	表土扱い	施工完了時	厚さ	一般：1点/1工事 重点：3点/1ha
	基盤造成(指定したとき)	施工完了時	基準高	一般：1点/1工事 重点：3点/1ha
農地造成工事 (農業土木)	耕起深耕	施工完了時	耕起深	一般：1点/1工事 重点：1点/1ha
	土壌改良(指定したとき)	施工完了時	PH測定	一般：1点/1工事 重点：1点/10a
水路工事 (農業土木)	現場打開水路	施工時	厚さ	一般：1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点：1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
	現場打暗渠	施工時	厚さ	一般：1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点：1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
管水路工事 (農業土木)	管水路基礎(砂基礎等)	施工時	高さ、幅	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点
	コンクリート二次製品、RC管	施工時	基準高	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点
	ダクトイル鉄管、強化プラスチック複合管	施工時	基準高	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
管水路工事 (農業土木)	硬質塩化ビニル管	施工時	埋設深	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点以上/500m、 500m未満は2点
暗渠排水工事 (農業土木)	吸水渠	施工時	布設深、間隔	一般：1本(上下流端2 点、1本の布設延 長が100m以上は3 点) /1工事 (初期段階) 重点：1本(上下流端2 点、1本の布設延 長が100m以上は 中間点を加えた3 点) /10本
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	施工時	布設深	一般：1点/1工事(初期 段階) 重点：1点以上/500m、 500m未満は2点
ため池改修工事 (農業土木)	堤体工	盛立高の1/2到達時点	基準高、鋼土の幅	一般：1点/1工事 重点：1点/20m、20m未 満は2点
	洪水吐工	施工時	幅、厚さ、高さ	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点/1スパン
	樋管工	施工時	幅、厚さ、施工延長	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点/10m、10m未 満は2点
浚渫工 床堀工	浚渫(土砂)	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	浚渫(岩)	掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
		掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	床堀(土砂)	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
	床堀(岩)	掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
		掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
海上地盤改良工	置き換え 敷砂・採石マット 載荷	施工時	使用材料、設計図書との 比較	一般：1回/5,000m ³ ・ 規格・産地・工事 重点：1回/2,500m ³ ・ 規格・産地・工事
		施工完了時		1回/工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の程度
海上地盤改良工	サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン サトコンパクションパイル ロットコンパクション	施工時	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	深層混合処理	施工前	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	1試験練り/工事
		施工時		一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	基礎工 裏込工	基礎捨石 被覆石 裏込材	施工時	使用材料、寸法
投入・均し			完了時	
マット		施工時	使用材料、寸法	一般：1回/規格・工事 重点：2回/規格・工事
コンクリート工	コンクリートミキサー船	施工前	使用材料、スランプ、 空気量、強度、塩分量	1試験練り/工事
	現場練りコンクリート			
	鉄筋工	組立完了時	使用材料、設計図書との 比較	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
	水中コンクリート工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
	上部コンクリート工	完了時	使用材料、設計図書との 比較	1回/工事
ケーソン工	ケーソン製作工	施工時	使用材料、設計図書との 比較	1回/ロット
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/函
	ケーソン進水据付工	完了時	設計図書との対比	1回/函
	中詰工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
	蓋コンクリート	完了時	設計図書との対比	1回/工事
コンクリートブロック工	方塊・異形ブロック 製作	鉄筋組立完了時（構造鉄 筋がある場合）	使用材料、設計図書との 比較	一般：30%程度/1工事 重点：60%程度/1工事
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/規格・工事
	方塊・異形ブロック 据付	完了時	設計図書との対比	1回/規格・工事
付属工	係船柱及び係船環 防舷材 車止め（縁金物を 含む）	施工時	使用材料、設計図書との 比較	1回/工事
		完了時	設計図書との対比	1回/工事
	防食	施工時	使用材料、設計図	一般：1回/工事 重点：2回/工事
埋立工 裏埋工		施工時	使用材料、設計図書との 比較	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		完了時		1回/工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
魚礁工	単体魚礁製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との 対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時	表面強度・外観・寸法	1 回/規格・工事
	組立魚礁組立工	組立時	使用材料、設計図書との 対比、溶接部の適否	1 回/規格・工事
		組立完了時	外観・寸法	1 回/規格・工事
	魚礁沈設工	魚礁沈設時	沈設位置、沈設状況	特記仕様書による。
着底基質工	着底基質製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との 対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時	表面強度・外観・寸法	1 回/規格・工事
	着底基質組立工	組立時	使用材料、設計図書との 対比、溶接部の適否	1 回/規格・工事
		組立完了時	外観・寸法	1 回/規格・工事
	着底基質設置工	着底基質設置時	設置位置、設置状況	特記仕様書による。

注 1)

- ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定する**事**こととする。
- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - （イ）主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - （ロ）施工条件が厳しい工事
 - （ハ）第三者に対する影響のある工事
 - （ニ）その他
- ・この表にない工種は**請負受注者**と協議のうえ段階確認の指示を行う。

注 2)

- ・単体魚礁製作工及び着底基質製作工における鉄筋組立完了時の確認は、打設サイクル毎に監督員が臨場する**事**こととする。
- ・打設サイクルとは、型枠調達個数分のコンクリート打設に要する1工程をいう。

別表 2

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンションT(I) 桁製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回／支保工変更毎 重点：1回／支保工変更毎 但し、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級がD、E のもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごとに別途定める。		各工事ごとに別途定める。	
ケーソン工 防波堤上部コンクリート		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
コンクリートミキサ船 現場練りコンクリート 水中コンクリート工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定する事とする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - (イ) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - (ロ) 施工条件が厳しい工事
 - (ハ) 第三者に対する影響のある工事
 - (ニ) その他
- ・この表にない工種は、請負者と協議のうえ、施工状況把握の指示を行う。

〈参 考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ハに該当する工事で、農林水産部長、土木部長~~又は~~、農林水産事務振興センター所長(隠岐支庁農林水産局長を含む)、県土整備事務所長(隠岐支庁県土整備局長を含む)等の契約担当者が必要と認めた工事及びニに該当する工事とし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

重点監督対象とする工事は、予め設計図書に明示するものとするが、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては契約締結後に指示する。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・技術活用パイロット工事

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム(堤体高 30m以上)
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ち P C 橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア(躯体高 30m以上)

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

- ニ その他
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事
 - ・農林水産部長、土木部長~~又は~~、農林水産事務振興センター所長(隠岐支庁農林水産局長を含む)、県土整備事務所長(隠岐支庁県土整備局長を含む)等の契約担当者が必要と認めた工事

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 施工状況把握票 No. 1 </div>						
工事名：○○舗装 工事			工期：平成令和○年○月○日～平成令和○年△月△日			
把握年月日	把握者氏名	記事欄(把握項目等)			指示・助言事項	
平成○年 ○月 ○ 日 (月)	中国 兼二	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	特に無し	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 (水)	中国 兼二	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	施工途中、降雨の ため作業を速や かに中止するこ と	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 (金)	中国 兼二	種別・細別	現場	舗設温度		別紙資
			<input type="checkbox"/> 机上			<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO

注 1) 本参考様式は、あくまで一例を記載したもので、各現場において使い易い様式にしてもさしつかえない。(LEVEL BOOK 等でも良い。)

土木工事監督技術基準（案）

令和5年4月

島根県農林水産部

島根県土木部

土木工事監督技術基準（案）

（ 目 的 ）

第 1 条

この技術基準は「島根県建設工事等監督要領の制定について（通知）（平成 16 年 3 月 10 日付け技第 1662 号）」第 4 条に基づき、農林水産部及び土木部の所掌する土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（ 用語の定義 ）

第 2 条

- (1) 「監督」 ……契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」 ……監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」 ……監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
- ①指 示 ……監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- ②承 諾 ……契約図面で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- ③協 議 ……書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- ④通 知 ……監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
- ⑤受 理 ……契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥確 認 ……契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場又は受注者が提出若しくは提示した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- ⑦把 握 ……監督職員等が臨場又は請負者が提出若しくは提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- ⑧立会い ……契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第 3 条

監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。
 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・・・契約書

共仕・・・・・・・・・・島根県公共工事共通仕様書

適正化法・・・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「施工体制台帳等による下請負人の通知について」(平成 30 年 3 月 16 日付け土総第 869 号土木部長通知)により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)、受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。 なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1-1-1-2</p> <p>共仕第 1 編 1-1-1-4</p> <p>適正化法第 15 条 適正化指針 5. (5)</p> <p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1-1-1-2</p> <p>契 第 19 条 共仕第 1 編 1-1-1-3</p> <p>契 第 19 条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第 19 条 共仕第 1 編 1-1-1-14
(7) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契 第 2 条
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 11 条 共仕第 1 編 1-1-1-24
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条、及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第 1 編 1-1-1-15
(10) 契約担当者等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。	契 第 21 条 共仕第 1 編 1-1-1-13
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第 17 条 契 第 19～22 条 契 第 44 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 28 条
1) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。	契 第 30 条 共仕第 1 編 1-1-1-38
2) 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第 30 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第 29 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 34 条 共仕第 1 編 1-1-1-22
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。	契 第 35 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 38 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者、監理技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契 第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第47条及び第48条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。	契 第 47 条 契 第 48 条
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。	契 第 49 条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 52 条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示	共仕第 1 編 1-1-1-37

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 指定材料の確認	②既設構造物の把握	
	③支給（貸与）品の確認	共仕第1編 1-1-1-16
	④事業損失防止家屋調査の立会い	
	⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握	共仕第1編 1-1-1-35
	⑥工事区域用地の把握	契 第16条 共仕第1編 1-1-1-7
	⑦その他必要な事項 設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契 第13～14条 共仕第2編第1章第2節
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第14条
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	① 土木工事監督基準により各工種毎に受注者及び監督職員で協議決定した段階確認の10%程度は、主任監督員又は総括監督員が臨場する。 ② 設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。 不可視部において構造上重要なものについては、超音波による検測などで確認する。	共仕第3編 3-1-1-4
(5) 工事施工状況の把握	主な工種について別表2に基づき、適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。	
(6) 建設副産物の適正処理 状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。	共仕第1編 1-1-1-18

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第9条</p> <p>契 第17条</p>
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適當ではないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合わせのうえ引渡し等の措置を行う。</p>	<p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p>
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
(2) 関係機関との協議・調整	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-1-17</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第 27 条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当者に報告する。	共仕第 1 編 1-1-1-29
(4) 工事成績の評定	総括監督員と監督員及び主任監督員は、工事完成のとき島根県工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会い	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第 1 編 1-1-1-20(4)
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当者等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	共仕第 1 編 1-1-1-20(3)

段 階 確 認 一 覧

一 般 : 一 般 監 督
重 点 : 重 点 監 督

以下に示す表中の確認時期のほか、足場が撤去された場合に基準高、幅、延長等の出来形が確認できない箇所については、必要に応じ予め受注者と協議のうえ、確認項目等を決定すること。

なお、竣工検査時には足場が撤去され、出来ばえが確認できない箇所については、写真、動画等に記録しておくこと。

1/7

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		プルーフローリング 実施時	プルーフローリング 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
バーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンド ドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般: 1回/20本 重点: 1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	重点: 1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般: 1回/75本 重点: 1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	重点: 1回/50本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎杭		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
法枠工	現場吹付法枠	型枠を組み立てアンカー設置後	使用材料、幅、打込長さ	1回/500㎡ 但し、500㎡未満は2回とする

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 治山ダム（森林土木） 土留工（森林土木） 護岸工（森林土木） 防潮工（森林土木）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
			設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
鋼 橋		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	一般：————— 重点：1回／1構造物
ポストテンションT(I) 桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時、横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度／総ケーブル数 重点：10%程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時、縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度／総ケーブル数 重点：20%程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの 一般監督：重点監督以外

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	穿孔数、深さ、鉄筋切断の有無	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	コンクリート面と鋼板との間隔、固定状況	
	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙間	
		溶接完了時	ビート部分の外観検査	
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落としの状況	
		塗装完了時	塗装膜	25点/1ロット(500m ²)
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
ほ場整備工事 (農業土木)	表土扱い	施工完了時	厚さ	一般：1点/1工事 重点：3点/1ha
	基盤造成(指定したとき)	施工完了時	基準高	一般：1点/1工事 重点：3点/1ha
農地造成工事 (農業土木)	耕起深耕	施工完了時	耕起深	一般：1点/1工事 重点：1点/1ha
	土壌改良(指定したとき)	施工完了時	PH測定	一般：1点/1工事 重点：1点/10a
水路工事 (農業土木)	現場打開水路	施工時	厚さ	一般：1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点：1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
	現場打暗渠	施工時	厚さ	一般：1点/1スパン目、以降1点/断面変更毎 重点：1点以上/同一断面10スパン毎、10スパン未満は2点
管水路工事 (農業土木)	管水路基礎(砂基礎等)	施工時	高さ、幅	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点
	コンクリート二次製品、RC管	施工時	基準高	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点
	ダクトイル鉄管、強化プラスチック複合管	施工時	基準高	一般：1点/1工事(初期施工段階) 重点：1点以上/500m、500m未満は2点

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
管水路工事 (農業土木)	硬質塩化ビニル管	施工時	埋設深	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点以上/500m、 500m未満は2点
暗渠排水工事 (農業土木)	吸水渠	施工時	布設深、間隔	一般：1本(上下流端2 点、1本の布設延 長が100m以上は3 点) /1工事 (初期段階) 重点：1本(上下流端2 点、1本の布設延 長が100m以上は 中間点を加えた3 点) /10本
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	施工時	布設深	一般：1点/1工事(初期 段階) 重点：1点以上/500m、 500m未満は2点
ため池改修工事 (農業土木)	堤体工	盛立高の1/2到達時点	基準高、鋼土の幅	一般：1点/1工事 重点：1点/20m、20m未 満は2点
	洪水吐工	施工時	幅、厚さ、高さ	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点/1スパン
	樋管工	施工時	幅、厚さ、施工延長	一般：1点/1工事(初期 施工段階) 重点：1点/10m、10m未 満は2点
浚渫工 床堀工	浚渫(土砂)	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
		掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
	浚渫(岩)	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
		掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
	床堀(土砂)	掘削完了時	設計図書との対比	1回/工事
		掘削前	岩盤線の確認	1回/工事
海上地盤改良工	置き換え 敷砂・採石マット 載荷	施工時	使用材料、設計図書との 比較	一般：1回/5,000m ³ ・ 規格・産地・工事 重点：1回/2,500m ³ ・ 規格・産地・工事
		施工完了時		1回/工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の程度
海上地盤改良工	サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン サトコンパクションパイル ロットコンパクション	施工時	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	深層混合処理	施工前	使用材料、打込長、 基準高、施工位置	1試験練り/工事
		施工時		一般：1回/200本 重点：1回/100本
		完了時		一般：1回/工事 重点：1回/100本
	基礎工 裏込工	基礎捨石 被覆石 裏込材	施工時	使用材料、寸法
投入・均し			完了時	
マット		施工時	使用材料、寸法	一般：1回/規格・工事 重点：2回/規格・工事
コンクリート工	コンクリートミキサー船	施工前	使用材料、スランプ、 空気量、強度、塩分量	1試験練り/工事
	現場練りコンクリート			
	鉄筋工	組立完了時	使用材料、設計図書との 比較	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
	水中コンクリート工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
	上部コンクリート工	完了時	使用材料、設計図書との 比較	1回/工事
ケーソン工	ケーソン製作工	施工時	使用材料、設計図書との 比較	1回/ロット
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/函
	ケーソン進水据付工	完了時	設計図書との対比	1回/函
	中詰工	完了時	設計図書との対比	1回/工事
	蓋コンクリート	完了時	設計図書との対比	1回/工事
コンクリートブロック工	方塊・異形ブロック 製作	鉄筋組立完了時（構造鉄 筋がある場合）	使用材料、設計図書との 比較	一般：30%程度/1工事 重点：60%程度/1工事
		完了時	表面強度・外観・寸法	1回/規格・工事
	方塊・異形ブロック 据付	完了時	設計図書との対比	1回/規格・工事
付属工	係船柱及び係船環 防舷材 車止め（縁金物を 含む）	施工時	使用材料、設計図書との 比較	1回/工事
		完了時	設計図書との対比	1回/工事
	防食	施工時	使用材料、設計図	一般：1回/工事 重点：2回/工事
埋立工 裏埋工		施工時	使用材料、設計図書との 比較	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		完了時		1回/工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
魚礁工	単体魚礁製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との 対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時	表面強度・外観・寸法	1 回/規格・工事
	組立魚礁組立工	組立時	使用材料、設計図書との 対比、溶接部の適否	1 回/規格・工事
		組立完了時	外観・寸法	1 回/規格・工事
	魚礁沈設工	魚礁沈設時	沈設位置、沈設状況	特記仕様書による。
着底基質工	着底基質製作工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との 対比	一般：10%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事 ※注 2
		製作完了時	表面強度・外観・寸法	1 回/規格・工事
	着底基質組立工	組立時	使用材料、設計図書との 対比、溶接部の適否	1 回/規格・工事
		組立完了時	外観・寸法	1 回/規格・工事
	着底基質設置工	着底基質設置時	設置位置、設置状況	特記仕様書による。

注 1)

- ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。
- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - （イ）主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - （ロ）施工条件が厳しい工事
 - （ハ）第三者に対する影響のある工事
 - （ニ）その他
- ・この表にない工種は受注者と協議のうえ段階確認の指示を行う。

注 2)

- ・単体魚礁製作工及び着底基質製作工における鉄筋組立完了時の確認は、打設サイクル毎に監督員が臨場することとする。
- ・打設サイクルとは、型枠調達個数分のコンクリート打設に要する1工程をいう。

別表 2

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンションT(I) 桁製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回／支保工変更毎 重点：1回／支保工変更毎 但し、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級がD、E のもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごとに別途定める。		各工事ごとに別途定める。	
ケーソン工 防波堤上部コンクリート		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
コンクリートミキサ船 現場練りコンクリート 水中コンクリート工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定する事とする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - (イ) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - (ロ) 施工条件が厳しい工事
 - (ハ) 第三者に対する影響のある工事
 - (ニ) その他
- ・この表にない工種は、請負者と協議のうえ、施工状況把握の指示を行う。

〈参 考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ハに該当する工事で、農林水産部長、土木部長、農林水産振興センター所長(隠岐支庁農林水産局長を含む)、県土整備事務所長(隠岐支庁県土整備局長を含む)等の契約担当者が必要と認めた工事及びニに該当する工事とし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

重点監督対象とする工事は、予め設計図書に明示するものとするが、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては契約締結後に指示する。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・技術活用パイロット工事

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム(堤体高 30m以上)
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ち P C 橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア(躯体高 30m以上)

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

- ニ その他
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事
 - ・農林水産部長、土木部長、農林水産振興センター所長(隠岐支庁農林水産局長を含む)、県土整備事務所長(隠岐支庁県土整備局長を含む)等の契約担当者が必要と認めた工事

<h2 style="margin: 0;">施工状況把握票</h2> No. 1						
工事名：○○舗装 工事				工期：令和○年○月○日～令和○年△月△日		
把握年月日	把握者氏名	記事欄(把握項目等)			指示・助言事項	
平成○年 ○月 ○ 日 (月)	中国 兼二	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	特に無し	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 (水)	中国 兼二	種別・細別	<input type="checkbox"/> 現場	敷き均し、締固め 状況	施工途中、降雨の ため作業を速や かに中止するこ と	別紙資
		NO11 付近 路盤	机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 (金)	中国 兼二	種別・細別	現場	舗設温度		別紙資
			<input type="checkbox"/> 机上			<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO
平成○年 ○月 ○ 日 ()		種別・細別	現場			別紙資
			机上			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 NO

注 1) 本参考様式は、あくまで一例を記載したもので、各現場において使い易い様式にしてもさしつかえない。(LEVEL BOOK 等でも良い。)